

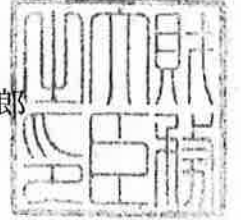


財計第1650号  
平成28年3月31日

国土交通大臣 殿

財務大臣

麻生太郎



公共工事の代価の前金払について

平成28年3月30日付国官会第4342号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

(別紙)

範 囲	割 合
<p>(工 事) 1 件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。</p> <p>(設計又は調査) 1 件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。</p> <p>(測 量) 1 件の請負代価が200万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。</p> <p>(機械類の製造) 契約価格が3,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類(本項中「工専用機械類」という。)の製造に必要な経費(契約価格が3,000万円未満であっても、当該契約中に単価1,000万円以上で、納入までに3か月以上の期間を要する工専用機械類の製造を含む場合は、当該工専用機械類の製造に必要な経費を含む。)</p>	<p>請負代価の10分の4(被災地域において行われるものについては10分の5)以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5(被災地域において行われるものについては10分の6)以内。</p> <p>請負代価の10分の3(被災地域において行われるものについては10分の4)以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4(被災地域において行われるものについては10分の5)以内。</p> <p>請負代価の10分の3(被災地域において行われるものについては10分の4)以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4(被災地域において行われるものについては10分の5)以内。</p> <p>製造代価の10分の3(被災地域において行われるものについては10分の4)以内。</p>

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。